

平成29年2月10日

幹事長談話

東京都議会自由民主党
幹事長 高木 けい

「豊洲市場移転問題特別委員会における参考人招致について」

我が党は、昨年、豊洲市場移転問題特別委員会を設置し、これまで豊洲市場に関する諸課題について報告を受け、その都度速やかに調査・検討を進めてまいりました。

本年1月31日の同委員会において、第9回地下水モニタリング調査の結果について質疑を行いました。理事者の提出資料や答弁では、その原因や今後の対応及び過去のモニタリング調査の実施状況について、十分に明らかにはなりません。

これらの点を明らかにしていくためには、当事者である参考人を招致し、直接話を聞くことが必要であり、併せて、豊洲市場用地取得の経緯について確認していくことが重要であると判断致しました。

このため、①専門家会議のメンバー、②地下水モニタリング調査において採水・分析に携わった事業者、③石原元知事や浜渦元副知事など豊洲市場用地の取得にかかわった関係者を順次招き、特別委員会の場で、議会の権能を十分に発揮し事実を解明してまいります。

一部会派からは、法による強制力を行使できる百条委員会を早急に設置すべきとの意見がありますが、地方議会に求められる権能と責任は、地方自治のルールの下で、本会議、常任委員会、特別委員会での質疑ステップを通じて、都政を質すとともに、議会の権能である行政の監視、建設的な批判、修正、対案の提案をすることにあります。

我が党は、百条委員会の設置を決して否定するものではありませんが、まずは議会人としての責任として、豊洲市場移転問題特別委員会において十分に調査・検証を行い、本問題の解明に全力を傾注すべきであります。

その上で、真相解明には至らないと判断された場合に、地方自治法第百条に基づく権限を行使するのが、三権分立における議会のあるべき姿勢と考えます。

今後とも我が党は、「都民の与党」としての立場から、食の安全の確保に全力で取り組んでまいります。